

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により県営土地改良事業大沼（大）地区（農業用排水施設整備事業）緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和三年六月二十八日から

令和三年七月二十八日まで

二 縦覧場所

吉見町役場